

＜学会レポート＞

第33回日本生命倫理学会年次大会

丸山 英二（神戸大学）

第33回日本生命倫理学会年次大会は2021年11月27日（土）～28日（日）、「生命倫理学の転換期」を大会テーマに掲げ、新型コロナウイルスの蔓延下、昨年同様、オンラインで開催された。開催に当たっては大会長の樽井正義教授（慶應義塾大学）、実行委員長の奈良雅俊教授（慶應義塾大学）をはじめ多数の方々の尽力を得た。本大会では、シンポジウムやワークショップなどはZoomウェビナーを用いたライブ受信とオンデマンド受信、一般演題はオンデマンド受信による参加となり、オンデマンド配信は12月12日まで継続された。また、総会は大会2日目昼休憩後にオンラインで行われた。以下、筆者が参加することのできたセッションを中心に本大会の内容を紹介する。繁簡よろしきを得ていない点、あらかじめお詫びしておきたい。

大会は27日午前9時からの公募ワークショップ「地域における臨床倫理支援」（オーガナイザー：竹下 啓・東海大学）で開始された（このセッションのみ単一トラックでの開催）。

第2セッションからは3トラック並行での開催となった。筆者は、第2セッションにおいては、公募シンポジウム「臨床倫理コンサルテーションの境界を探る」（オーガナイザー：瀧本禎之・東京大学、長尾式子・北里大学）に、午後の第3セッションにおいては、大会企画シンポジウム「臨床倫理委員会と臨床倫理コンサルテーションの現状と課題」（オーガナイザー：前田正一・慶應義塾大学、樽井正義）に参加し、後者では、第1演者として「臨床倫理委員会の現状と課題」の報告をした。同セッションではその後、「臨床倫理コンサルテーションの現状と課題」（長尾式子）、「臨床倫理委員会と臨床倫理コンサルテーション——刑事責任からの防壁？」（井田 良・中央大学）の報告があり、活発な議論が展開された（筆者は、せっかくいただいたアメリカにおける状況を尋ねる質問に十分回答できず残念であった）。

第1日最後のセッションにおいて筆者は、2021年6月末施行の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」において原則適用すべきと規定された一括審査のメリットと課題について、一括審査を義務づけている臨床研究法（2018年4月施行）での経験を踏まえて検討する公募シンポジウム「CRB & IRB Joint Conference」（オーガナイザー：旗手俊彦・札幌医科大学）に参加し、第1演者として「医学研究倫理審査における一括審査の課題——米国での経験と議論」の報告をした。このセッションではその後、「中央一括審査の課題と展望：運用上の視点から」（河原直人・九州大学）、「『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針』下での審査～北海道大学病院における審査体制と見えてきた課題」（西岡美登里・北海道大学）の報告がなされ、活発な議論が展開された。筆者は、アメリカでの取扱いとして、利益相反や研究者の教育・管理は研究実施施設における研究管理の問題であって、倫理審査の対象ではないと報告した。しかし、米国でもこのような区分が普遍的とはいえないようである。また、わが国では、

そのような区分がなされている施設もある（たとえば、利益相反については倫理委員会ではなく利益相反管理委員会を取り扱うところが多い）がそうでないところもあり、また、区別されているところでも倫理審査の前提条件として利益相反等の問題がクリアされていることが要求されることが少なくない。これらを踏まえると、一括倫理審査の対象となる問題の範囲、倫理審査付議の要件等についてはさらなる検討が必要だと思われる。

大会 2 日目は 9 時から始まり、第 1 セッションで筆者は研究開発委員会企画「若手優秀賞候補者セッション」（座長：高島響子・国立国際医療研究センター、高橋尚人・東京大学）に参加した。本セッションでは 4 人の報告があったが、理事・監事・評議員による審査の結果、若手優秀賞は「自発的飲食拒否の現状と許容可能性についての検討」を報告した荻野 琴会員（京都大学大学院）が受賞された（決定は 12 月 17 日）。

2 日目第 2 セッションで筆者は、研究開発委員会企画「若手論文奨励賞受賞者を囲んで」（座長：有江文栄・国立精神・神経医療研究センター、佐藤雄一郎・東京学芸大学）において、「臨床研究からの妊婦の排除という倫理的問題」（高井ゆと里・石川県立看護大学）、「遺伝情報の利用規制がもたらす課題——先天性異常による免責が争われた裁判例を踏まえた考察」（村岡悠子・大阪大学大学院）（いずれも『生命倫理』31 巻 1 号に掲載）を聞いた。

2 日目の昼食後、総会が開かれ、会計報告、予算案審議、事業報告、年次大会報告、委員会報告と、法人化に関する説明などがなされた。

2 日目午後の第 3 セッションで筆者は公募シンポジウム「安楽死法と『私生活の権利』——生命の権利と人間の尊厳」（オーガナイザー：盛永審一郎・富山大学）で、「オランダ安楽死の法と倫理」（盛永審一郎）、「ヨーロッパ人権条約 8 条の射程——『私生活の尊重』に基づく死をめぐる決定」（小林真紀・愛知大学）、「安楽死と『私生活を尊重される権利』——ベルギーにおける法的状況」（本田まり・芝浦工業大学）、「ドイツ連邦裁判所判決の投げかけるもの」（品川哲彦・関西大学）を聞き、第 4 セッションでは、公募シンポジウム「現代移植ツーリズムのリアリティ——渡航移植と診療拒否」（オーガナイザー：宍戸圭介・岡山商科大学）に参加した。

最後に、困難な状況下において Zoom ウェビナーやオンデマンド配信を用い実り多い大会をご用意下さった樽井大会長、奈良実行委員長その他多数のスタッフの方々に改めて感謝して本稿を閉じたいと思う。